

高坂小学校・桜山小学校・野本小学校及び南中学校・白山中学校の  
通学区域の変更について《答申（案）》

- 1 高坂小学校、桜山小学校及び野本小学校の通学区域の変更について
  - (1) 高坂小学校区内の毛塚、西本宿第一・第二、米沢地区を桜山小学校区とする。
  - (2) 高坂小学校区内のあずま町1丁目、4丁目地区を野本小学校区とする。
- 2 南中学校及び白山中学校の通学区域の変更について
  - (1) 上記1(1)の区域を南中学校の通学区域から除く。
  - (2) 上記1(1)の区域を白山中学校の通学区域とする。
- 3 変更の期日及び方法
  - (1) 高坂小学校、桜山小学校及び野本小学校の通学区域の変更は、平成30年度からとする。  
ただし、変更する地域に居住していて、平成29年度高坂小学校に在籍している児童は、保護者の意向により、小学校卒業まで高坂小学校に在籍できるものとする。
  - (2) 南中学校及び白山中学校の通学区域の変更は、平成31年度の新入生から順次適応する。  
ただし、平成30年度から平成34年度高坂小学校卒業生は、保護者の意向により、南中学校への入学もできるものとする。 ( \_\_\_\_\_ 下線部分は諮問時からの変更箇所)

〈付帯事項〉

- 1 通学路の安全対策には万全を期すこと。
  - (1) 桜山小学校へ向かう通学路の安全対策
    - ① 県道岩殿観音南戸守線の西本宿農民センター前に、押しボタン式信号機の設置要望を東松山警察署に引き続き行っていくこと。
    - ② 西本宿農民センターから谷川大橋を通り桜山台に至る道路は、必要に応じ舗装工事や側溝蓋架け、グリーンベルトの設置を行うこと。  
また、同道路を歩行者専用道路とする。もしくは、登下校の時間帯を交通規制とするよう関係機関と協議していくこと。
    - ③ 児童と共に登下校する誘導員を複数配置すること。
    - ④ 谷川大橋先の桜山台に至る近辺の樹木が繁茂している箇所は、安全面に配慮し環境を整えていくこと。
  - (2) 野本小学校へ向かう通学路の安全対策
    - ① 国道407号バイパスに沿う歩道内に、歩行者と自転車の分離を表す路面標示の設置要望を埼玉県東松山県土整備事務所に引き続き行っていくこと。
    - ② 新東松山橋上に横断防止策の設置要望を埼玉県東松山県土整備事務所に引き続き行っていくこと。
    - ③ 児童と共に登下校する誘導員を複数配置すること。
    - ④ スクールバスの導入を視野に入れた安全対策の検討を行っていくこと。
- 2 今後の生徒数を鑑み、南中学校・白山中学校の学校規模の適正化に努めること。
- 3 保護者の意向により、兄弟姉妹が同じ学校に通えるようにすること。
- 4 今後、想定以上の社会増による教室不足が想定される場合には、一時的な措置として特別教室を校舎外に移設するなどの対応を行うこと。